

寒川町契約規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (契約書の作成) 第32条 契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項のうち必要なものを記載した契約書を作成し、設計書又は仕様書を要するものは、これを添付しなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10) 瑕疵担保責任</u> (11)～(13) (略) ～ 略 ～	～ 略 ～ (契約書の作成) 第32条 契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項のうち必要なものを記載した契約書を作成し、設計書又は仕様書を要するものは、これを添付しなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10) 契約不適合責任</u> (11)～(13) (略) ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u>